

令和5年4月より

～新生児聴覚検査費用を助成します～

駒ヶ根市では、新たに生まれる全てのお子さんが新生児聴覚検査を受けられるよう、検査費用を助成します。新生児聴覚検査は、耳の聞こえ(聴覚)の障がいを早い時期に発見するために、出生後間もない時期に実施する簡易検査です。生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1～2人は、生まれつき耳の聞こえに障がいを持っていると言われていますが、早い時期に障がいを発見し、適切な療育を受けることで、ことばの発達などの影響が最小限になることが分かっています。

大切な赤ちゃんの発達のために、ぜひ新生児聴覚検査を受けましょう。

【対象者】

令和5年4月1日以降に生まれ、検査日に駒ヶ根市に住所のある保護者の赤ちゃん

【受検票の交付】

母子健康手帳の交付後に、駒ヶ根市新生児聴覚検査受検票を交付します。
受検票は、原則再発行できませんので、大切に保管してください。



【対象となる検査・回数・助成額】

〈検査〉

おおむね生後1か月までに実施した検査のうち、以下のいずれかの検査方法で行ったもの。

- ・自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR)
- ・耳音響放射検査(OAE)

〈助成回数〉

初回検査1回 上限5,000円

◎ただし、初回検査においてリファー(要再検査)となった場合のみ、確認検査も対象となります。
(上限5,000円)

※検査費用が助成額を上回った場合の差額は自己負担となります。

※保険診療分や費用がかからない場合は対象外です。

【県外の医療機関等で検査を受ける場合】

駒ヶ根市新生児聴覚検査受検票は利用できません。検査費用の全額を自己負担していただき、後日申請されると検査費用の助成が受けられます(上限5,000円)。

検査日から6か月以内に必要書類等をご持参のうえ、子ども課母子保健係へお越しください。

〈必要書類〉

- ・駒ヶ根市新生児聴覚検査費用補助金申請書(兼実績報告書兼請求書)
- ・医療機関等が発行した新生児聴覚検査に関する領収書及び明細書の写し
- ・聴覚検査の結果票又は結果が記録されている母子健康手帳の写し
- ・未使用の駒ヶ根市新生児聴覚検査受検票

【お問合せ】 駒ヶ根市役所 子ども課 母子保健係 電話(直通)96-7725